

大瀬戸中学校いじめ防止基本方針

前文

「いじめは人権を阻害するもので、生命にも関わる重大な行為であるため、絶対に許すことのできないものである」という認識に立ち、全教職員が真剣に受け止め、その防止・根絶に向けて全力を傾注して指導に努めるものである。

【目指す子ども像】

- 自ら学び、考え、実践する生徒（自主）
- 生命を尊び、思いやりのある生徒（親和）
- 心身共に健康で、体力のある生徒（健康）

【PTAとの連携】

- ・大瀬戸中学校PTA
 - ・各学年委員長
 - ・学校保健委員会
 - ・環境生活部
- ### 【地域との連携】
- ・民生委員
 - ・学校評議員
 - ・人権擁護委員

【いじめ防止対策委員会】

学校長 教頭 生徒指導主事
養護教諭 学年生徒指導担当
心の教室相談員 SC

*外部委員

PTA会長 SSW 主任児童委員

【関係機関】

- ・市教育委員会
- ・保育園、小学校
- ・警察
- ・西海市子ども課
- ・児童相談所
- ・学校医

【いじめ防止】

- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育成する。(生徒同士や職員との信頼関係づくり)
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに努める。(社会性の構築と自己肯定感育成)
- ・道徳の時間を要として、道徳教育を行い、思いやりの心、互いの個性や生命を尊重する心情を育てる。
- ・生徒会を中心に生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会を設け、生徒の自主的な活動を促す。(自己指導能力の育成)
- ・要観察生徒に関しては、事前に共通理解を図り、全職員で見守る体制をつくる。
- ・年度ごとに、全職員で基本方針の確認を行い、一致協力した指導体制を確立する。
- ・年度ごとに、生徒・保護者に基本方針の説明を行い、基本方針を公開することで、家庭・地域との連携強化を図る。

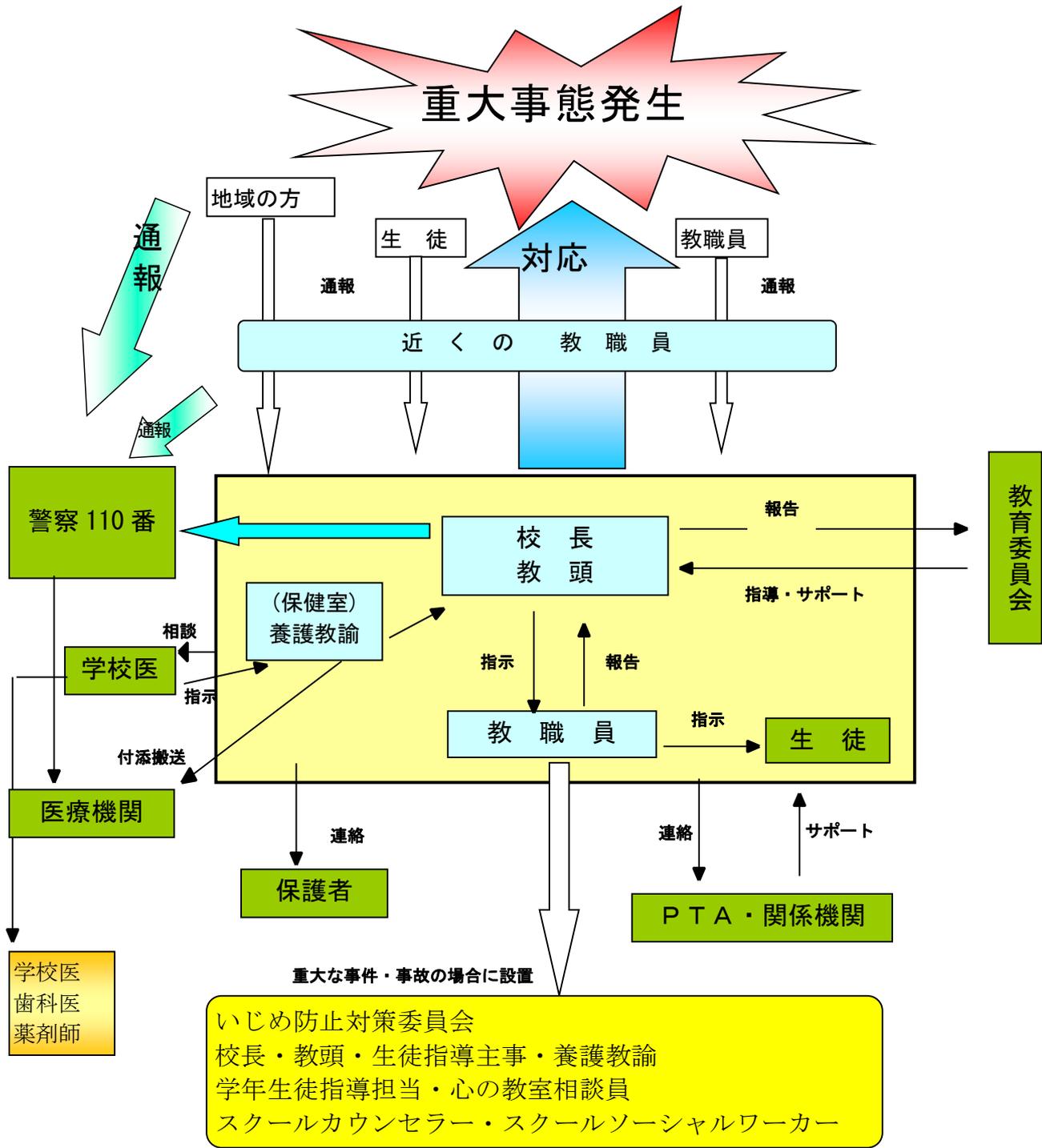
【早期発見】 ～生徒のSOSサインを発見しよう！～

- ・教職員による観察(朝の健康観察、授業、給食指導など)
- ・相談をより受け止めることができる体制づくり
(保健室利用者への対応、用件がないのに職員室に来室する生徒の対応など)
- ・チャンス相談の機会を見落とさない手立て
(生活ノートや学習ノートの点検、毎月の生活アンケートの確認など)
- ・定期相談の充実(学期1回の教育相談の実施、SCやSSWとの連携など)
- ・インターネット上で行われるいじめに対する状況把握(学校ネットパトロールなど)
- ・PTAや地域団体との連携や情報共有(基本方針の周知など)
- ・相談機関などの周知(子どもSOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットラインなど)

【いじめに対する措置】

- ・特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として組織で速やかに対応する。(事実の確認→いじめ防止対策委員会への連絡・協議→職員会議を通じた共通理解→保護者[PTA]への連絡)
- ・教職員は、被害生徒を守り通すことを基本姿勢とする。
- ・加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- ・「いじめ」は直ちに解消するものではないという視点に立ち、被害生徒の事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせ、継続的に観察・ケアを行う。
- ・「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると思われる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報し、被害生徒を守る。その際、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で対応していく。

いじめ発生時の対応図



- 【いじめ予防のために】**
- ・校内指導体制の確立 ～報・連・相を徹底し、組織で対応～
 - ・いじめに関するこまめな情報収集
 - ・教職員の対応力の向上 ～生徒・保護者との信頼関係の構築～
 - ・道徳の時間を要とした人権擁護と生命尊重の態度の育成
 - ・生徒会活動を通じた自己指導力の育成
 - ・家庭・地域・関係機関との連携強化